

スタートアップオフィス「F-SUS よこはま」利用会員募集要項

制 定 平成23年4月18日横企経営第21号
最近改正 平成26年6月13日横企経営第125号

施設の利用概要

1 所在地

横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター6F

* JR根岸線、横浜市営地下鉄「関内」下車徒歩5分

* みなとみらい線「馬車道」「日本大通り」下車徒歩5分

2 設備概要

当施設は女性専用の会員制シェアオフィスとなります。

(1) 個別デスク (4席)

(2) 共用デスク (8席)

(3) 商談スペース

(4) ミニロッカー (個別メールボックスを兼ねる)

(5) コピー機/プリンター

(6) インターネット回線 (無線LANによる接続)

(当施設においてインターネット使用時のデータの保持を保証するものではありません。)

(7) セミナールーム ※別途利用規則あり

3 利用資格

自ら事業を営み、ビジネス上の成長・発展を目指す下記のいずれかに該当する方

(1) 女性が代表者を務める、設立して概ね5年以内の株式会社等

(2) 横浜在住で個人事業を行っている女性の方 (将来の法人化をご検討の方)

(3) 横浜市内にて概ね1年以内に会社設立を予定している女性

※上記以外については、ご相談下さい。

※ご利用は個人事業者の場合は本人のみとし、法人の場合は代表者のほか女性従業員等1名までご利用できます。

※反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約いただきます。

4 利用時間

月~金曜日 9:00~18:00 (最終入室17:30)

(祝日、国民の休日及び12月29日~1月3日を除く)

5 施設利用料

4,762円 (税抜) /月 (光熱費、コピー・プリンター使用料含む)

* 3ヶ月分毎の前納となります。

6 利用契約について

(1) 契約形態

公益財団法人横浜企業経営支援財団と「会員契約書」を締結していただきます。

(2) 契約期間

契約の日から1年とします(2回まで更新可能)。

(3) 途中解約

契約期間中に利用者の都合で解約する場合は、徴収した会費は返還しません。

7 住所の利用、郵便物の受け取り

(1) 会員は、当施設の住所を自らのオフィスの住所として、名刺やウェブサイト等に掲示することができます(法人登記はできません)。

(2) 会員は上記(1)の住所で郵便物を受け取ることができます(条件あり)。

8 その他留意事項

施設利用者には、当ビルおよび当財団が別に定める利用規則等に従っていただきます。また管理法規およびに關係諸官庁の指導を遵守していただきます。

会員登録に必要な書類等

1 提出書類

(1) 会員登録申込書

(2) 事業計画書

(3) 履歴事項全部証明書(法人の場合のみご提出ください)

(4) 代表者の住民票

(5) 法人市民税納税証明書(個人の場合は市民税納税証明書)

2 提出先

下記受付まで直接ご持参いただくか、郵送にてご提出ください。

*受付時間: 月~金曜日、9:00~17:00

*提出書類確認後、「女性起業家支援チーム」によるヒアリングを行います。

3 質疑受付

ご質問は随時受け付けいたします。施設見学ご希望の場合はあらかじめご連絡のうえおいでください。

会員登録の可否決定について

会員登録にあたっては、提出書類の内容を総合的に判断して登録の可否を決定します。結果によっては会員登録をお断りする場合があります。

書類の提出先、お問い合わせ先

横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7F

(公財)横浜企業経営支援財団 経営支援部 経営支援課「女性起業家支援チーム」

TEL: 045-225-3707 E-mail: fem-1stop@idec.or.jp